

令和6年第1回臨時委員会

1 日 時 令和6年4月17日（水）10時30分から10時50分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 4名

4 議 事 議 案

- 1 東京都議会議員補欠選挙（目黒選挙区）の選挙期日等の決定について
- 2 東京都議会議員補欠選挙（目黒選挙区）の執行計画の策定について

報 告

- 1 令和5年4月23日執行小平市議会議員選挙に係る裁決取消請求事件に対する東京高等裁判所の判決について
- 2 令和6年4月21日執行目黒区長選挙及び同議会議員補欠選挙立候補届出状況について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和6年第1回臨時委員会を開会いたします。 本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会 傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。 本日は、2件の議案と2件の報告事項を予定しております。 なお、本日の議案第2号は、公表前情報であることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。
委 員	異議なし
委 員 長	御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第1号 東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）の選挙期日等の決定について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	都議会議員の補欠選挙を執行するにあたり、期日を決定する際は、どのような点に注意を払う必要がありますか。
事 務 局	都議会議員補欠選挙の執行に当たっては、50日の期限内で、選挙の執行に必要な準備期間を確保する必要があります。
委 員	選挙期日の設定に当たって、準備に一定の期間が必要であるということは理解できます。一方、この度の都議会議員補欠選挙の対象選挙区となる目黒区は、現在、区長選の選挙期間中です。選挙が連続する目黒区選管には、相当な負担があるのではないかと思います。この度の補欠選挙について、目黒区選管の意向や、都選管との連携体制がどうなっているのか、説明してください。
事 務 局	区選管とは、これまでも、都議会議員の区長選立候補の動向など、報道情報等も含めて適時共有し、事務局間で緊密に連携しています。委員御指摘のとおり、選挙長及び投・開票の事務にあたる目黒区選管は、直前に区長選挙が実施されることもあり、一定の準備期間の確保を求める旨意向を示しています。
委 員	都議会議員の補欠選挙を執行するにあたり、選挙長事務を担う区選管においても、一定の準備期間が必要なことは分かりました。ただし、これまでの話は、事務局側の体制の話であると思います。候補者に対しては、どのような点に注意を払う必要があると考えますか。
事 務 局	選挙は、公平・公正に執行される必要があるため、議会の会期中を避けるな

ど、可能な限り候補者の選挙運動に支障がない範囲での候補日の選定が適切であると考えます。

委員長

これまでの事務局の説明で、都議補選に関しては、選挙の執行に必要な準備期間を確保する必要があることは予想できます。また、現場の運営に当たる目黒区選管の意向としても一定の準備期間の確保を求める声があります。一方で、議会の開会中を避けるなど、可能な限り候補者の選挙運動に支障のない範囲での候補日の選定が必要となります。これらの状況を踏まえ、公職選挙法に定める50日以内の期間の中で、5月26日を選挙期日とすることが有効かつ適切であると考えられます。他に御質問がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員

異議なし

委員長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1 令和5年4月23日執行小平市議会議員選挙に係る裁決取消請求事件に対する東京高等裁判所の判決について、事務局より説明を求めます。

事務局

《報告事項第1について説明》

委員長

説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員

原告は直接の利害関係人ではないと思うが、なぜ訴訟を起こしたのですか。

事務局

委員御指摘のとおり、原告は選挙の当事者ではないと聞いております。公職選挙法に抵触するのではないかと異議を申し立て、それに連なる訴訟、そして判決であると考えております。

委員

判決の要旨の中で、「市内への転入を届け出た上で、相当量の電気、ガス、水を使用し、各届出住所地あてに光熱費等の請求を受けていたことが認められる。」という記載があるが、この調査は誰が行ったのですか。

事務局

候補者の居住期間における光熱費等の確認については、まず、原告から市選管へ異議の申立があった時に、市選管が必要な情報を聴取し、確認し、それに対する決定を行います。また、それを不服とした原告から、都選管に対する審査申立があった際には、必要があれば都選管が追加の資料を取り寄せ、確認し、判断します。さらに、都選管の裁決に対し、不服として原告が裁判を起こした際は、裁判所が内容について判断することとなります。主体が異なりますが、三段階で判断をしていると認識しております。

委員長

他に御質問・御意見はございませんか。

委員

なし

委 員 長	御質問・御意見がなければ、報告事項第 1 について了承することといたします。
	それでは、報告事項第 2 令和 6 年 4 月 2 1 日執行目黒区長選挙及び同議会議員補欠選挙立候補届出状況について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第 2 について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	なし
委 員 長	御質問・御意見がなければ、報告事項第 2 について了承することといたします。
	これより非公開審議に入ります。